

いじめ対応フローチャート

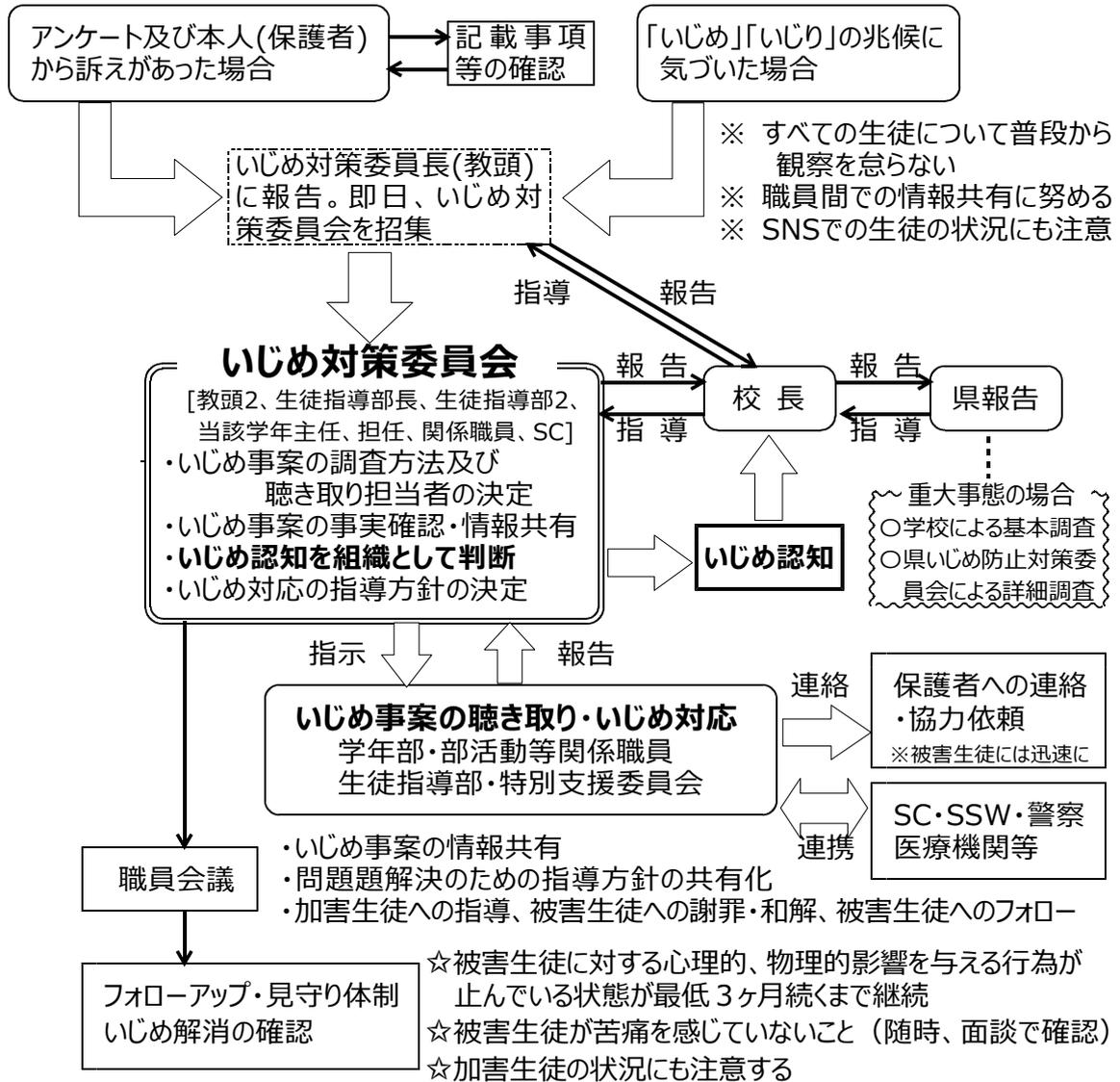
県立新潟西高等学校

I いじめ未然防止・早期発見

いじめ防止委員会

- [教頭2、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネータ、人権教育委員長]
- ・いじめ未然防止のための全体指導計画の立案
 - ・早期発見のための生徒面談・アンケート等の実施
(いじめアンケートは5年保存)
 - ・教員研修の企画・PTAとの連携
 - ・PDCAによる取組の評価と改善

II いじめ事案の対応の流れ



いじめ事案対応の全般的留意点

- ① 法にもとづく措置を確実・適切に行う
- ② いじめ被害者を徹底的に守る姿勢
- ③ 保護者への連絡を確実に行う
- ④ 生徒・保護者の意向に配慮する
- ⑤ 特別支援が必要な生徒への配慮
- ⑥ 事実確認・会議・対応・連絡の経緯を必ず記録保存

「いじめ」の定義 (いじめ防止対策推進法 第二条より)

生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う 心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものも含む。) であって当該行為の対象となった生徒が 心身の苦痛を感じているもの